



## 總持寺周辺の街なみを演出するように みなさんのお宅を修景しませんか!?

しゅうけい  
修景って何？ 修景は建物や門、塀などのデザイン、色、材料などを周囲に調和するように整えて、地域の街なみをより良くすることです。門前高校の前面を新しく土塀に直したことは代表的な修景です。

門前高校の前面の修景で、總持寺の表参道の街なみはとても魅力的になりました。今度  
はみなさんの住んでいるお宅を修景し、表参道だけでなく門前、鬼屋、走出、清水、館の  
5つの地区全体で、總持寺を演出できるような街なみをつくっていきましょう。

修景は必ずしも建物を建て直すことではありません。今の建物にちょっと手を加えたり、  
少し工夫するだけで街なみはとても魅力的になります。今の建物の外壁を板張りに変えたり、  
看板を木製にしたり、エアコンの室外機を隠したり、一人一人のちょっとした気遣いで、  
魅力的な街なみをつくっていきましょう。

民間建築物の修景に対する  
助成がよいよスタート!



こんなにも建物が良くなるんだね!

### <金沢市の事例>

外壁工事(後付けした外壁を  
撤去、元の外観に)  
一階全面改修  
建具取り替え  
窓に格子新設 など



修景前

修景後

門前町でも、みなさんが修景をする時には、  
工事費用の一部が助成されます!!

門前町でも平成16年10月から、住民のみなさんが修景を行う際には、工事費用の一部が助成される  
ようになりました。今回の特集号では、“どんな人が修景を受けられるのか？”や“どんな工事をした  
ら助成を受けられるか？”など、修景助成に関する約束や決まりについて、Q&A方式でわかりやすく  
説明していきます。今後も修景のことで何か疑問があったら、まずこの特集号を読んでください。

### 助成のための手続きには、何が必要なの？

助成金の交付を受けたいという方には、門前町建設課に申請をしていただく必要があります。  
申請の際には、申請書類を、提出していただくことになります。  
申請書類は、修景工事を始める前から助成金の交付を受けるまでの間に、何回かに分けて提出して  
いただくことになります。  
申請書類の書き方やその他の詳しい説明は、その都度、門前町建設課から説明いたします。  
詳しくは門前町建設課までお問い合わせください。

### 修景に関してもっと詳しいことが知りたい

今回の特集号での説明では、わからなかった点、こんなことを聞いてみたい、修景に関してもっと詳しいこ  
とを知りたいという方は門前町建設課まで、お問い合わせください。

### 修景しようと思ったら、まずどうしたらいいの？

修景しようという方は、とにかくまず門前町建設課までご連絡ください。修景に関することについて事前に  
相談に応じます。

こんなときは、まず門前町  
建設課までご連絡ください!

- どんなデザインで、どんな風に修景したらいいの？
- こんなデザインでは街なみに調和しないの？
- うちの建物はどの基準地区に入っているの？
- 修景のための手続きを教えてください!!
- その他、修景に関することなら何でも構いません

まずは、事前に相談にきてください!!

街なみ修景助成金に関するお問い合わせ先

門前町建設課 担当：田川

TEL (0768) 42-1111

まちづくり新聞に関するお問い合わせ先

總持寺周辺地区まちづくり協議会事務局 担当：五十嵐

TEL (0768) 42-0077 E-mail: mon77@orange.plala.or.jp

## 自分の家は、修景したら助成が受けられるの？

助成が受けられる建物は、図1の街なみ環境整備促進区域（これ以降は「対象区域」と明記します）の中に建っているものです。この範囲内にある建物が助成の対象となります。

## どんな人が助成を受けられるの？

資格 と資格 の、どちらも満たしている人は助成を受ける資格があります。

資格 : 門前町總持寺周辺地区まちづくり協定書に調印している人で、図1の範囲内で修景工事を行おうとする人（現在、調印されていない方は、今からでも協定書に調印していただいて構いません）

資格 : 各種の税金の滞納がない人

## 看板を修景したいけど、助成は受けられるの？

助成の対象となるのは、下記の行為です。

建物の新築・増築・改築

看板、塀、その他の工作物の新設・増設・改装

建物、看板、塀、その他の工作物の大規模な修繕・模様替え

## 裏側の外壁を修景したいけど、助成は受けられるの？

原則的に、道路に面する建物の正面と、道路から3m以内の範囲の側面が助成の対象です。ただし、建物によってはどこまでを正面と考えて良いか難しい場合もありますので、詳しくは門前町建設課までお問い合わせください。

## 道路に面するお店の内装を直したいけど・・・

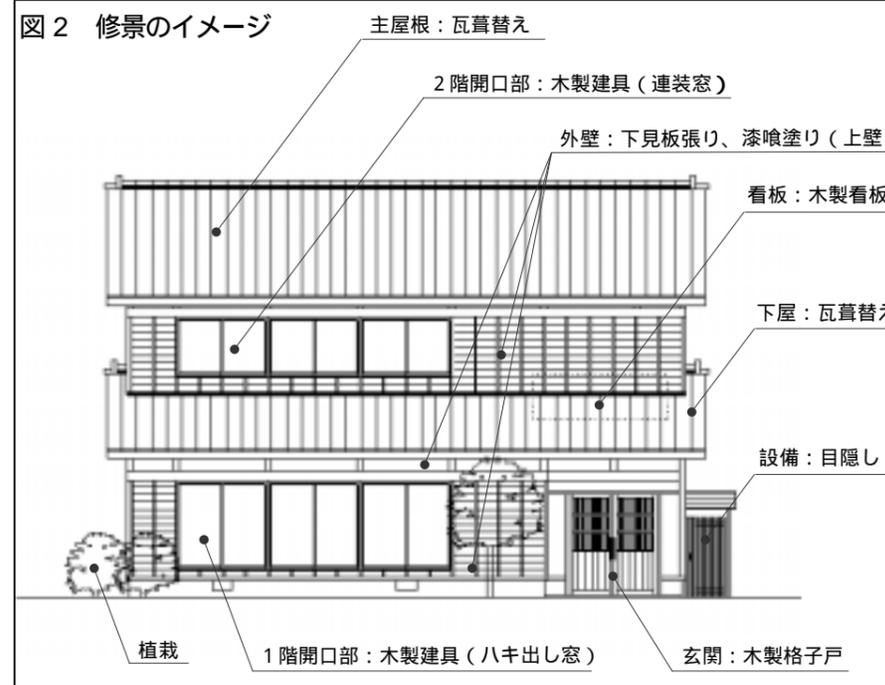
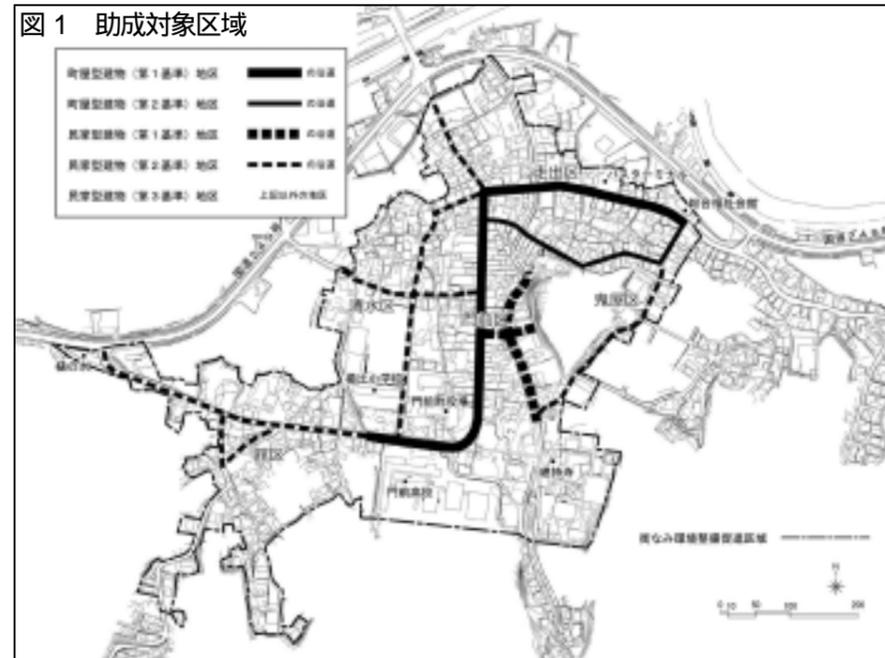
助成の対象となるのは、あくまで外観の修景工事です。内装工事や設備工事、既存部分の撤去工事は助成の対象にはなりません。

## 建物のどこを修景したら、助成が受けられるの？

原則的には、表1に書かれている1)~5)までの項目を修景する場合に助成対象となります。

なお、図1で示した対象区域内は、さらに細かく第1基準地区から第3基準地区まで分かれています。基準地区によって助成対象となる項目が違いますので、詳しくは門前町建設課までお問い合わせください。

また5つの項目以外でも、関連する部分や部位を修景した場合には助成対象になることもありますので、詳しくは門前町建設課までお問い合わせください。



整備項目		第1基準	第2基準	第3基準
1)建築物外観の修景事業	屋根/庇/外壁/開口部			×
2)外構の修景事業	建築設備・屋外階段			
	垣・柵・塀など			
	植栽			×
3)屋外広告物の修景事業	門		×	×
	看板			×
4)駐車場周囲の修景事業		×	×	
5)その他の修景事業		×	×	

## どんなデザインで、どういう風に修景したらいいの？

原則的には、總持寺周辺地区まちづくり協議会のみなさんと相談して、一緒に考えた「街なみ景観整備基準」の内容を遵守するようなデザインで修景を行ってください。

図2は、町屋型建物（第1基準）地区での望ましい修景の姿の一例を示したものです。

建物の修景工事が終わった後に、「街なみ景観整備基準」の内容を遵守しているか審査をします。審査で認められた場合には助成が受けられます。「街なみ景観整備基準」の内容を遵守していないと判断された場合には、助成が受けられません。

また、「街なみ景観整備基準」の内容と異なる場合でも、街なみに調和したデザインと認められれば、助成が受けられることもあります。詳しくは門前町建設課までお問い合わせください。

## 助成金はどれくらいの金額が交付してもらえるの？

助成金額は、第1基準地区から第3基準地区まで、地区ごとに下記のように補助率と限度額が定められています。

第1基準地区 助成対象工事費用の2/3以内で、限度額150万円

第2基準地区 助成対象工事費用の2/3以内で、限度額100万円

第3基準地区 助成対象工事費用の2/3以内で、限度額20万円

## 何回でも助成してもらえるの？

助成金の交付は1回限りです。

限度額まで達しなかった場合でも助成は1回限りですので、修景を行う場合は十分に考えてから工事をしましょう。

## この先ずっと助成は続くの？

住民のみなさんが行う修景に対して助成金を交付するという、この取組みは平成24年度まで続く予定です。

時間は十分にありますが、無理のない計画を立てた上で、実際に修景工事をしていただいで結構です。

## 修景は強制なの？

そんなことはありません。この取組みは、總持寺周辺の街なみが少しでも良くなるように行っているものです。

街なみを少しでも良くしようと住民のみなさんが修景を行うときに、少しでも手助けできるように、助成金を交付しようという主旨のものです。